

飼料問題懇談会規約

1 趣旨

我が国畜産の安定的発展のためには、これを支える飼料供給体制の維持・発展が必要不可欠であり、政府はもとより、地方公共団体、関係団体等が一体となって飼料政策を検討し、適切な役割分担の下、しっかりとした工程管理を行いつつ、主体的な取組を行っていくことが必要である。

このため、農林水産省生産局畜産部長の諮問機関として、飼料問題懇談会（以下「懇談会」という。）を設立し、今後の飼料施策の推進方向を定めるとともに、具体的な取組内容を示した実行プログラム（工程表）を作成すること等により、我が国の飼料供給体制の改善・整備に向け、計画的な取組を推進することとする。

2 活動内容

- (1) 飼料施策の推進方向の検討
- (2) 飼料施策に向けた取組の促進
- (3) 飼料施策に向けた取組状況等についての点検・検証
- (4) その他我が国の飼料供給体制の確立を図るために必要な活動

3 懇談会の構成等

- (1) 懇談会の委員は15名以内とする。
- (2) 委員の任期は3年とする。ただし、再選を妨げない。
- (3) 懇談会には、座長を置く。
- (4) 座長は、委員の互選により選任する。座長は、委員のうちから座長代理が指名することができる。

4 運営等

- (1) 座長は、必要に応じて、参考人を招致し、意見の聴取を行うことができる。
- (2) 懇談会は公開とする。
- (3) 会議の資料は、会議終了後、ホームページにより公表する。
- (4) (2) 及び(3)にかかわらず、懇談会の運営に著しい支障があると認められる場合等懇談会が必要と判断したときは、会議の一部又は全部を非公開とし、会議資料の一部又は全部を非公表とすることができる。
- (5) 懇談会に関する庶務は、農林水産省生産局畜産部畜産振興課において行う。
- (6) この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この規約は、平成19年1月26日から施行する。